

—自治体の独自取組事例紹介—

●事例の抽出方法

事例については、平成 17 年度に厚生労働省が実施した「都道府県及び市町村行動計画分析調査」で把握された独自取組、ならびに少子化白書等で取り上げられた近年の独自取組などから参考となる事例を抽出した。その内容はかなり幅広いものとなっており、少子化対策等についての議論の場で取り上げられている課題の解消に参考となるものと考えられる。

●「子どもと家族を応援する日本」重点戦略策定に向け議論された課題及び参考となる取組

◇親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- ア. 多くの人が出産を境に離職しており、働き方の問題とともに保育サービスが利用できないことも原因になっている。
- イ. 育児休業明けの円滑な入所や、短時間勤務制度の利用とそれに対応した保育の提供など「出産・子育て」と「就労」との間で多様な選択を可能とする切れ目のない支援が提供できていない。
- ウ. 保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行ができていない。
- エ. 保育所に入所できない待機児童が存在し、特に、大都市圏、1～2歳児では、希望の時期に入所できないケースも少なくなく、待機期間も長期化している。中でも、年度後半の入所が困難となっている。
- オ. 学齢期の放課後対策について、待機児童やサービス空白地域が存在している。
- カ. 放課後児童クラブの利用希望は年々増加し、クラブの大規模化に伴う質の確保が課題になっている。
- キ. 「待機児童の解消」という目標設定の方法では、就労希望の増加に対応した必要なサービスの整備という観点が十分反映されない。
- ク. 将来の児童数が減少する見込みの中、行政や事業者が施設整備を伴う保育所の増設に積極的でないケースが存在する。
- ケ. 保育所の提供する保育サービスに加え、弾力的なサービス提供ができる家庭的保育など提供方法の多様化が必要である。

(取組事例)

事業名	取組自治体	事業概要	対応する課題
産休・育休明け入所予約制度	品川区、港区、八戸市、名古屋市、他	年度途中で産後休暇・育児休業明けで復職を予定している保護者に対し、保育園の入所予約を受け付ける。出産後に、保育園に入れるかどうか心配をせず、復職の予定などを立てることが可能。	ア、イ
地域の社会資源を活用した家庭的保育	高浜市	宅老所のスペースを活用し、高齢者とふれあいながら、家庭的な雰囲気の中で保育を実施。スタッフは保育サポーター養成講座を受講した子育て経験者等。	ア、イ
派遣型病後児保育	港区、七尾市、石狩市、他	派遣型一時保育事業として、病気の回復期にある乳幼児(病後児)について、家庭に出向いて保育を行う。	ア、イ
保育入所基準の緩和	八尾市、他	国の基準を大幅に緩和し、おおむね1日4時間以上就労している人を入所基準「c」としており、週2～3日のパート就労の世帯への対応も行っている。	キ
民間保育所での放課後児童クラブの実施		認可保育所で放課後児童クラブを実施。	ウ

◇すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- ア. 一時保育について、市町村の取組状況に差が大きく、事業の実施箇所数が限定されている。
- イ. 実施する施設に対する助成又は委託事業となっているため保護者にとって保障される水準や費用負担が明らかな形でなく、権利性が弱い。
- ウ. NPO、シルバー人材センター、ファミリー・サポート・センター等での一時預かりに対応したサービスへの利用料に対する助成や制度的な位置づけがない。
- エ. 特に待機児童の多い地域などでは、パートタイム就労等を理由とする定期的利用が多く、緊急に生じる一時預かりのニーズへの対応が十分できていない。
- オ. 児童手当は、親の年齢が低く所得水準が相対的に低い、児童が低年齢の時期に特化した給付となっているが、子育て費用は子どもが成長するにつれて増加している。児童手当と税制における措置が、それぞれ別に講じられている。

(取組事例)

事業名	取組自治体	事業概要	対応する課題
地域在宅子育て支援制度「みなとっ子」	港区	妊娠時からの「かかりつけ保育園」制度。一時保育体験、各種育児体験への参加、看護師、栄養士、保育士による育児相談、保育園の行事への参加、「保育園であそぼう」への参加、毎月のお便り送付などがある。	ア、エ
マイ保育園登録事業	石川県内市町村	妊娠中から出産後の育児不安を解消するために、身近な保育所で育児教室や育児相談を受けることができる制度。保育所は登録制になっており、「マイ保育園利用券」を使って平日午前半日保育を無料で3回受けることができる。	ア、エ
マイ保育園みんな子育て応援事業	石川県	子育てコーディネーターを配置し、「子育て支援プラン」を作成する。これは、介護保険のケアプランの育児版のようなもので、継続的・計画的な保育サービスの利用を促し、育児不安を解消し、子どもの発達を支援するもの。	エ
派遣型一時保育事業	港区	保護者の傷病、入院等により、一時的に保育が必要となる子どもの自宅に保育者を派遣して保育を行う。一時保育の他、病後児保育、新生児保育もあり。	ア、エ
派遣型保育サービス	七尾市	市に保育ママとして登録されている子育て経験者が、子どもを預かる派遣型保育サービス。(1)産後の母親の身の回りの世話や新生児の世話(産後・安心ヘルパー派遣サービス)、(2)病気の回復期にある子どもの一時預かり(病後児童在宅保育サービス)、(3)保護者が病気の時や冠婚葬祭の時などの子どもの一時預かり(訪問型一時保育サービス)が含まれる。保育の実施場所は、保育ママの自宅もしくは子どもの自宅。	ア、エ

事業名	取組自治体	事業概要	対応する課題
協定家庭による子どもショートステイ事業	新宿区	(1)病気や出産のため入院、(2)家族の病気の介護、(3)冠婚葬祭、(4)事故や災害、(5)そのほか、家庭で養育できない事情ができた場合、0歳から小学校6年生までの子どもをショートステイ協力家庭で預かる(1日3000円、減免あり)。	ア
すみずみ子育てサポート事業	福井県	NPO法人やシルバー人材センターなどが行う、一時預かりや家事支援等の利用料を助成。(標準利用料1時間350円)	ウ
子育て応援券	杉並区	就学前の子どもがいる家庭に、一時保育や親子コンサートなど、地域の子育て支援サービスに利用できる券を配付。	イ
子育てファミリー世帯居住支援	鹿沼市、新宿区、大阪市他	転居一時金、家賃の差額及び引越し費用を助成(条件あり)。	オ
子育て世帯に適した住宅・住環境ガイドライン	愛知県	子育て世帯に適した住まいの基本的な考え方を県民・事業者にガイドラインとして提示。	
子育て支援マンション認定制度	墨田区	区内に供給される、ソフト・ハードの両面で子育てに配慮されたマンションを認定・支援することにより、子育てしやすい居住環境を整備。	
高齢者世帯と子育て世帯の住替えモデル事業	横浜市	高齢者住み替え相談、子育て世帯への転貸支援、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を一体的に実施。	
道営であえーる	北海道	道営住宅について、子育て支援仕様の住空間、子育て支援サービスを一体的に整備。子どもの年齢に基づく期限付き入居を導入。	

◇すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

- ア. 妊婦健診に関して、望ましい受診回数に比べて、公費負担でカバーされている回数が少ない。
- イ. 生後4か月までの全戸訪問、地域子育て支援拠点といった地域の取組、安心して親子で過ごせる場所や安心できる放課後の居場所などの社会的な子育て基盤など、子育て家庭を支える基盤的な取組が不十分である。
- ウ. 放課後子ども教室推進事業の取組が十分に進んでいない。
- エ. 社会的養護体制は質・量ともに十分に対応できていない。特に、家庭的な環境の下、地域の中でその個性を確保しながら養育を行い、子どもが社会に巣立つよう支援が必要だが、個別的な対応ができていない。
- オ. 社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合も多く、様々な困難に突き当たることが多い。

(取組事例)

事業名	取組自治体	事業概要	対応する課題
妊婦健康診査費用助成制度		妊娠健康診査健診費用を自治体で負担。	ア
出産費用助成		分娩や入院にかかる出産費用のうち、出産育児一時金等を差し引いた金額の助成等。	ア
乳幼児医療費助成		乳幼児にかかる医療費の助成。	ア
歯科検診		乳幼児健診とあわせて、歯科検診の実施。	ア
聴覚健診	羽島市 揖保川町 他	新生児聴覚検査費の助成。	ア
プレーパーク事業	世田谷区	住民との協働により、プレーリーダーや地域ボランティアのもと、子どもたちの好奇心を大切に、自由にやりたいことができる遊び場づくりを実施。	イ
おもちゃ図書館		障害のある子どもたちにおもちゃを用意し、気に入ったおもちゃを選んで遊ぶ機会を提供し、家でも遊べるよう貸し出しを行う。家族にも仲間作りや情報交換の場となっている。	イ
子育て相談室	浦安市	育児相談の総合窓口を開設し、独自に養成した「子育てケアマネージャー」が子育ての悩み全般に対し、適切な支援サービスを案内。	イ

◇その他 地域全体で子育てを支援する取組など

(取組事例)

事業名	取組自治体	事業概要
「子ども条例」制定に向けた子どもの参画	豊田市	子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う地域社会を実現することを目的に制定。検討過程で、公募子ども委員、地域子ども会議(26 中学校区)、3回のパブリックコメントなどを実施。
子ども部会の討議による知事への提案	北海道	子どもの未来づくり審議会(子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例に基づく設置)の子ども部会で特定のテーマをもとに検討し、知事に提案。
子どもを虐待から守る条例	三重県 他	条例に基づき、子育て支援指針、早期発見対応指針、保護支援指針を策定し、未然防止・早期発見・回復・再構築の支援を図る。
みえ次世代育成応援ネットワーク	三重県	三重県の企業と地域の団体が連携して、子育てに優しい地域社会づくりに取り組む地域密着型子育て応援ネットワーク。マッチング機能、企画の支援などを実施。
子育てネットの運営・マップづくり	三鷹市 他	様々な子育て情報や子育て相談を行うサイトの運営や、乳幼児のいる子育て家庭を対象にした市内まちあるきマップの作成を企業やNPOと協働して実施。
子育て総合支援センター事業	徳島県	市町村・NPO・子育てサークル等の子育て関係組織の取組を総合的にコーディネートすることや、人材育成、子育て支援情報の集積・発信など、子育て支援活動を支援。
子育て家庭優待事業		子育て家庭にカードを配布し、県内の協賛店舗・施設で商品の割引や優待サービスなど様々な特典が受けられる。
チャイルドライン		18 歳までの子どもがかける電話として、子どもの声に耳を傾ける場の醸成など、子どもの健全な成長のための社会基盤づくりの取組。
父親の子育て参加促進事業	埼玉県 他	働き方の見直しとともに、地域や職域において父親の意識醸成や父親同士の仲間づくりを進め、子育て参加の意識を高める。
出会いの場づくり・結婚応援事業		イベント等の開催による結婚を望む男女の出会いの機会提供や結婚相談の実施によるお相手紹介。

目標事業量の見込みの算出について（検討状況）

各市町村の後期行動計画の策定に向けては、一定のサービス（「2」参照）について、目標事業量の標準的算出方法を提示する方向で、現在検討を進めている。

以下、その検討の方向性についてお示しするので、今後の策定に向けた業務の参考としていただきたい。

1 標準的算出方法の提示の意義等

- 各市町村における後期行動計画の目標事業量の算出に向けては、
 - ① 女性の就業率上昇に伴う保育サービス等の潜在需要を把握するため
 - ② その他、整備量に対する標準的水準を示し、整備を促進するために、国において、標準的算出方法を提示する方向で検討している。

- 標準的算出方法は、行動計画策定指針（※告示。現在、改正を検討中）において提示する予定である。

- 標準的算出方法は、H29年（※新待機児童ゼロ作戦における目標年次）に達成されること想定した目標事業量の算出方法とする。
各市町村におかれては、標準的算出方法を踏まえて算出した2017年の目標事業量を念頭に、後期行動計画期間（H22～26年）の目標事業量を定めていただくこととなる。

2 標準的算出方法を提示するサービス・内容のイメージ

- 以下のサービスについて、標準的算出方法の提示を検討している。
 - (1) 保育サービス系
 - ① 昼間帯サービス（通常保育（含む家庭的保育）・特定保育）
 - ※ 標準的算出方法は、昼間帯サービス全体の「目標事業量」の設定について提示。
 - ※ 「新待機児童ゼロ作戦に基づく緊急ニーズ調査」（※サンプル市区町村で実施）の結果を踏まえ、潜在需要（未就労者の就労希望・既就労者のサービス利用希望）を勘案した算出式を今後検討。基本的な算出の枠組みとしては、以下の流れを検討中。

 - i) 今後の就労希望を踏まえた「家族類型」（ひとり親家庭／フルタイム共働き家庭／フルタイム×パート共働き家庭 etc）ごとの家庭数を把握

↓

ii) iの「家族類型」毎に、「潜在サービス利用率」（「現在サービスを利用している家庭」に、「現在は利用していないが利用希望がある家庭」を加えた家庭数が、その「家族類型」（ex フルタイム共働き家庭 etc）の家庭数に占める割合）を算出

↓

iii) iiの「家族類型」毎の「潜在サービス利用率」を、iの「家族類型」ごとの家庭数にかけることにより、通常保育を必要とする定員数を把握

【詳細については、「後期行動計画策定の手引き」(素案)の「Ⅲ 定量的な目標設定」の「全国共通で設定が期待される事業項目と目標水準」の「潜在的なニーズ及びサービス必要量の推計」を参照。】

② 夜間帯サービス（延長保育・夜間保育・トワイライト）

- ※ 標準的算出方法は、夜間帯サービス全体の「目標事業量」の設定について提示。
- ※ ①の通常保育に準じた内容を検討。

③ 休日保育

- ※ ①の通常保育に準じた内容を検討。

④ 病児・病後児保育

- ※ ①の通常保育に準じた内容を検討。（比較的利用が進んだ市区町村における利用実態を踏まえた算出方法を今後検討。）

(2) 放課後児童クラブ

- ※ ①の通常保育に準じた内容を検討。

(3) 一時預かり

- ※ 比較的利用が進んだ市区町村における利用実態を踏まえた算出方法を今後検討。

(4) 地域子育て支援拠点事業

「乳幼児連れの親子が、容易に移動することが可能な圏域内に1箇所以上設置」を基本として検討。

(5) ファミリーサポートセンター

「市及び特別区にあっては、原則1箇所設置するものとし、町村にあっては、住民の利用希望等を踏まえ、実施の必要性を検討し、設置」を基本として検討。

(6) ショートステイ事業

検討中

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
<p>一 背景及び趣旨</p>	<p>○ 現指針策定後の情勢変化を踏まえ記述</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>次世代育成支援対策推進法を制定し、地方公共団体及び事業主においては、十年間の集中的・計画的な取組を推進するための行動計画を策定し、次世代育成支援対策の推進を進めてきたところである</u> ・ <u>平成17年に、人口形態の統計を取り始めて以来、初めて総人口が減少に転じ、出生数及び合計特殊出生率がともに過去最低を記録した</u> ・ <u>平成18年6月には、「新しい少子化対策について」を少子化対策会議において決定した</u> ・ <u>「日本の将来推計人口」（平成18年12月発表）では、2055年でも合計特殊出生率は1.26とされ、今後、一層少子化・高齢化が進行するとの見通しが示された</u> ・ <u>「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年12月策定）では、「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一の構造の解消には、「働き方の改革による仕事と生活の調和」とその社会的基盤である「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」の2つの取組を、「未来への投資」としてできる限り速やかに軌道に乗せること、そのためには、効果的な財政投入が必要であるとされている。また、少子化対策推進の実効性を担保するために、「利用者の視点に立った点検・評価とその反映」が必要であるとされている</u> ・ <u>「働き方の改革による仕事と生活の調和」について、関係閣僚、有識者並びに経済界、労働界及び地方公共団体の代表者をメンバーとする「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」が設けられ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス憲章）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が平成十九年十二月にとりまとめられた</u> ・ <u>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指し、各々が果たすべき役割を掲げている</u> ・ <u>「仕事と生活の調和推進のための行動指針」では、憲章が掲げる3つの社会を実現するために必要な条件を示し、各主体の取組を推進するための社会全体の目標を設定し、仕事と生活の調和の推進を図ることとしている</u>

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
二 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項	
<p>1 基本理念</p> <p>2 行動計画の策定の目的</p> <p>3 次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携</p> <p>(1) 市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携 (2) 市町村及び都道府県の間並びに市町村間の連携 (3) 国、地方公共団体等と一般事業主との連携</p> <p>4 次世代育成支援対策地域協議会の活用</p>	<p>1 基本理念</p> <p>2 行動計画の策定の目的</p> <p>3 次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携・協働</p> <p>「総合的な庁内の推進体制の整備」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代育成支援対策は各分野にまたがるものであるから、部局横断的に取り組む総合的な庁内の推進体制を整備することが重要である ・ 国及び地方公共団体の間、市町村及び都道府県の間、市町村間並びに地方公共団体と一般事業主の間の連携等を図り、総合的な体制の下に推進されることが望ましい ・ 行動計画に次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携のあり方について定めることが必要である ・ 地方公共団体と国の情報の共有化をさらに進めることが重要である <p>(1) 市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携 (2) 市町村及び都道府県の間並びに市町村間の連携 (3) 国、地方公共団体等と一般事業主との連携</p> <p>(4) 「地域の企業や民間団体等との協働」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と生活の調和の実現に向け、それぞれの地域の企業や子育て支援を行う団体等が相互に連携・協力して、地域の実情に応じて取り組んでいく <p>4 次世代育成支援対策地域協議会の活用</p>
三 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項	
<p>1 策定に当たっての基本的な視点</p> <p>(1) 子どもの視点 (2) 次代の親づくりという視点 (3) サービス利用者の視点 (4) 社会全体による支援の視点</p> <p>(5) すべての子どもと家庭への支援への視点</p> <p>(6) 地域における社会資源の効果的な活用の視点 (7) サービスの質の視点 (8) 地域特性の視点</p>	<p>1 策定に当たっての基本的な視点</p> <p>(1) 子どもの視点 (2) 次代の親づくりという視点 (3) サービス利用者の視点 (4) 社会全体による支援の視点</p> <p>(5) 「仕事と生活の調和実現の視点」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の1つとして重要である ・ 地方自治体と企業等が連携し、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要である ・ 都道府県労働局と綿密な連携を図ることが重要である <p>(6) すべての子どもと家庭への支援への視点（記述の追加）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化という状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要である <p>(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点 (8) サービスの質の視点 (9) 地域特性の視点</p>

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
<p>2 策定に当たって必要とされる手続</p> <p>(1)現状の分析</p> <p>(2)ニーズ調査の実施</p> <p>(3)住民参加と情報公開</p>	<p>2 策定に当たって必要とされる手続</p> <p>(1)現状の分析</p> <p>(2)ニーズ調査の実施</p> <p>「潜在的需要を踏まえたサービス量の把握」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の就業希望の実現に伴う潜在的需要を踏まえた中長期的なサービスの必要量を把握する <p>(3)多様な主体の参画と情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村行動計画等を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされていることから、計画の策定段階において、事業主、労働者、その他の関係者の意見を反映させるため、協議会を活用して事業主支援の方策、事業主に求める支援策の検討、協働で実施をする施策の検討や説明会を開催し情報の共有を図るなどし、計画策定にかかる情報提供をするとともに、事業主、労働者その他の関係者の意見を幅広く聴取し、反映させることが必要である ・ 成果評価など、事業主、労働者、その他の関係者が主体となって目標達成指標などを考える仕組みを誘導するなど、行動計画の企画段階からの多様な主体の参画を促進することが重要である
<p>3 策定の時期等</p> <p>(1)計画策定の時期</p> <p>(2)計画の期間及び見直しの時期</p>	<p>3 策定の時期等</p> <p>(1)計画策定の時期</p> <p>(2)計画の期間及び見直しの時期</p>
	<p>4 「利用者の視点に立った評価指標の導入」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の進捗状況の把握については、それぞれに目標を設定する必要があるほか、利用者の視点に立った成果指標を設定する必要がある ・ 指標の設定には、既存統計や市町村等の総合計画等で把握できるものの活用を考え、場合によっては、簡便な方法で独自に把握する必要がある ・ 指標の設定では、国の施策目標や市町村等の総合計画・方針との整合性の確保が求められるほか、住民のニーズを加味することも考慮すべきである ・ 国の求める成果指標との関連では、自治体間の取組状況が相対的に比較できるようにすることが重要である。
<p>4 実施状況の点検及び推進体制</p>	<p>5 実施状況の点検・評価及び推進体制</p> <p>「PDCAサイクルの確立」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種施策が利用者の直面している困難や課題の解消に役立ったか等、利用者側の視点に立った点検・評価を実施し、その結果を毎年度の予算編成や事業実施に反映させる、PDCAサイクルを確立することが重要である ・ 一連の過程が開かれた形で行われるようにするための仕組みとして、地域子育て支援事業の関係者が参画する場を設けることや、地域協議会などを活用することも考えられる
<p>5 他の計画との関係</p> <p>(1)保育計画等との調和</p> <p>(2)市町村の基本構想との調和</p>	<p>6 他の計画との関係</p> <p>(1)保育計画等との調和</p> <p>(2)市町村の基本構想との調和</p>
	<p>四 目標量算出のために参考とすべき標準</p>

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
五 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項	
<p>1 市町村行動計画</p> <p>(1) 地域における子育ての支援</p> <p>ア 地域における子育て支援サービスの充実</p> <p>イ 保育サービスの充実</p> <p>ウ 子育て支援のネットワークづくり</p> <p>エ 児童の健全育成</p> <p>オ その他</p>	<p>1 市町村行動計画</p> <p>(1) 地域における子育ての支援</p> <p>ア 地域における子育て支援サービスの充実</p> <p>イ 保育サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保などに努めることが必要である</u> ・ <u>質の向上にあたっては、保育所職員の研修体制の充実などの施策を盛り込んだアクションプログラムを策定し、反映することが望まれる</u> ・ <u>認定こども園の設置促進など地域や職場の実情に応じた取組を推進していく必要がある</u> <p>ウ 子育て支援のネットワークづくり</p> <p>エ 児童の健全育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>すべての子どもを対象として、放課後や週末等に地域の方々の協力を得て、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所作りの推進が必要である</u> <p>オ その他</p>
<p>(2) 母性並びに乳児及び乳児等の健康の確保及び推進</p> <p>ア 子どもや母親の健康の確保</p> <p>イ 「食育」の推進</p> <p>ウ 思春期保健対策の充実</p> <p>エ 小児医療の充実</p>	<p>(2) 母性並びに乳児及び乳児等の健康の確保及び推進</p> <p>ア 子どもや母親の健康の確保</p> <p>イ 「食育」の推進</p> <p>ウ 思春期保健対策の充実</p> <p>エ 小児医療の充実</p>
<p>(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境</p> <p>ア 次代の親の育成</p> <p>イ 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境</p>	<p>(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境</p> <p>ア 次代の親の育成</p> <p>イ 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要である</u> ・ <u>全国学力・学習状況調査の結果から、児童生徒の学力、学力と学習状況の関係等を分析・検証し、課題が見られる学校の改善に向けた取組への支援を行うことが重要である</u> ・ <u>地域の実情に応じた学校選択制の普及等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めることが望ましい</u> ・ <u>指導が不適切な教員に対する人事管理を公正かつ適正に行う必要がある</u> ・ <u>地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備する必要がある</u> ・ <u>生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組む必要がある</u> ・ <u>子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが必要である</u>

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
<p>ウ 家庭や地域の教育力の向上</p> <p>エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p>	<p>ウ 家庭や地域の教育力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている</u> ・ <u>身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行うことが必要である</u> ・ <u>学校と地域とのパートナーシップのもとに地域で学校を支える体制づくりを推進する必要がある</u> ・ <u>農林漁業に関する多様な体験活動の機会の積極的な提供などを通じて、地域の教育力を向上させ、活力ある地域づくりにもつなげる必要がある</u> <p>エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングの普及促進に努める必要がある</u>
<p>(4) 子育てを支援する生活環境の整備</p> <p>ア 良質な住宅の確保</p> <p>イ 良好な居住環境の確保</p> <p>ウ 安全な道路交通環境の整備</p> <p>エ 安心して外出できる環境の整備</p> <p>オ 安全・安心まちづくりの推進等</p>	<p>(4) 子育てを支援する生活環境の整備</p> <p>ア 良質な住宅の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>住生活基本法（平成18年法律第61号）及び住生活基本計画（平成18年9月19日閣議決定）</u> <p>イ 良好な居住環境の確保</p> <p>ウ 安全な道路交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）</u> ・ <u>事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備など、安全・安心な歩行空間の創出を推進する必要がある</u> <p>エ 安心して外出できる環境の整備</p> <p>オ 安全・安心まちづくりの推進等</p>
<p>(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進</p> <p>ア 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等</p> <p>イ 仕事と子育ての両立の推進</p>	<p>(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進</p> <p>ア 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等</p> <p>イ 仕事と子育ての両立の推進</p>
<p>(6) 子ども等の安全の確保</p> <p>ア 子ども等の交通安全を確保する活動の推進</p> <p>イ 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進</p> <p>ウ 被害に遭った子どもの保護の推進</p>	<p>(6) 子ども等の安全の確保</p> <p>ア 子ども等の交通安全を確保する活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>チャイルドシートの貸出制度を積極的に実施・拡大し、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進める必要がある</u> ・ <u>児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進する必要がある</u> <p>イ 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校と警察の橋渡し役としてのスクールサポーター制度の導入促進する必要がある</u> <p>ウ 被害に遭った子どもの保護の推進</p>

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
<p>(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 7 児童虐待防止対策の充実</p>	<p>(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 7 児童虐待防止対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>児童虐待の問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、関係機関等と連携した虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要である</u> <p>(7) 関係機関との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>児童虐待への対応については、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制を構築し、相互に情報を共有することが不可欠である</u> ・ <u>「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）は、個別のケースの解決につながるような取組が期待されていることから、その設置に努めるものとする</u> ・ <u>また、このネットワークが有効に機能するために、その運営の中核となる要保護児童対策調整機関に専門性を有する職員を配置するなどの機能強化を図ることも必要である</u> ・ <u>当該調整機関の職員をはじめとする関係者の資質向上のため、都道府県等が実施する講習会等に参加することも必要である</u> ・ <u>市町村は、出頭要求、立入調査又は一時保護の実施が適当と判断した場合は、都道府県知事又は児童相談所長に通知することや、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、都道府県の行う検証作業に参加・協力すること等を通じ、都道府県と連携した取組を進める必要がある</u> <p>(4) 発生予防、早期発見・早期対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>児童虐待の発生を予防するため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係団体等との連携、「こんにちは赤ちゃん事業」（生後4か月までの全戸訪問事業）を通じて、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握することが必要である</u> ・ <u>特に支援を必要とする家庭については、「育児支援家庭訪問事業」等の適切な支援につなげることが必要である</u> ・ <u>市町村内において、児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市町村の間で、効果的な情報提供・共有がなされるための連携体制の構築を図る必要がある</u> ・ <u>虐待の早期発見等のため、主任児童委員等を積極的に活用することも必要である</u>
<p>イ 母子家庭等の自立支援の推進 ウ 障害児施策の充実</p>	<p>イ 母子家庭等の自立支援の推進 ウ 障害児施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>発達障害については、社会的な理解が十分ではないので、適切な情報の周知が必要である</u> ・ <u>放課後児童健全育成事業における障害児の受入れの促進と関係機関との連携を図ることが必要である</u>

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
<p>2 都道府県行動計画</p> <p>(1) 地域における子育ての支援</p> <p>ア 地域における子育て支援サービスの充実</p> <p>イ 保育サービスの充実</p> <p>ウ 子育て支援のネットワークづくり</p> <p>エ 児童の健全育成</p>	<p>2 都道府県行動計画</p> <p>(1) 地域における子育ての支援</p> <p>ア 地域における子育て支援サービスの充実</p> <p>イ 保育サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保などに努める必要がある</u> ・ <u>質の向上にあたっては、保育所職員の研修体制の充実などの施策を盛り込んだアクションプログラムを策定し、反映することが望まれる</u> ・ <u>認定こども園の設置促進など地域や職場の実情に応じた取組を推進していく必要がある</u> <p>ウ 子育て支援のネットワークづくり</p> <p>エ 児童の健全育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>いじめ問題への対応等においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して、地域全体で対処する必要がある</u>
<p>(2) 母性並びに乳児及び乳児等の健康の確保及び推進</p> <p>ア 子どもや母親の健康の確保</p> <p>イ 「食育」の推進</p> <p>ウ 思春期保健対策の充実</p> <p>エ 小児医療の充実</p> <p>オ 小児慢性特定疾患治療研究事業の推進</p> <p>カ 不妊治療対策の充実</p>	<p>(2) 母性並びに乳児及び乳児等の健康の確保及び推進</p> <p>ア 子どもや母親の健康の確保</p> <p>イ 「食育」の推進</p> <p>ウ 思春期保健対策の充実</p> <p>エ 小児医療の充実</p> <p>オ 小児慢性特定疾患治療研究事業の推進</p> <p>カ 不妊治療対策の充実</p>
<p>(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境</p> <p>ア 次代の親の育成</p> <p>イ 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境</p>	<p>(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境</p> <p>ア 次代の親の育成</p> <p>イ 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>知識・技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成が重要である</u> ・ <u>高等学校では、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、学習成果を多面的・客観的に評価する取組を進めるとともに、その結果を学校の指導改善等に活用することなどを通じた、教育の質の保証と向上を促す必要がある</u> ・ <u>指導が不適切な教員に対する人事管理を公正かつ適正に行う必要がある</u> ・ <u>地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備する必要がある</u> ・ <u>生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組む必要がある</u> ・ <u>子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが必要である</u>

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
<p>ウ 家庭や地域の教育力の向上</p> <p>イ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p>	<p>ウ 家庭や地域の教育力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている</u> ・ <u>身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門の人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行うことが必要である</u> ・ <u>学校と地域とのパートナーシップのもとに地域で学校を支える体制づくりを推進する必要がある</u> ・ <u>農林漁業に関する多様な体験活動の機会の積極的な提供などを通じて、地域の教育力を向上させ、活力ある地域づくりにもつなげることが必要である</u> <p>イ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>フィルタリングの普及促進に努めることが必要である</u>
<p>(4) 子育てを支援する生活環境の整備</p> <p>ア 良質な住宅の確保</p> <p>イ 良好な居住環境の確保</p> <p>ウ 安全な道路交通環境の整備</p> <p>エ 安心して外出できる環境の整備</p> <p>オ 安全・安心まちづくりの推進等</p>	<p>(4) 子育てを支援する生活環境の整備</p> <p>ア 良質な住宅の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>住生活基本法（平成18年法律第61号）及び住生活基本計画（平成18年9月19日閣議決定）</u> <p>イ 良好な居住環境の確保</p> <p>ウ 安全な道路交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）</u> ・ <u>事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備など、安全・安心な歩行空間の創出を推進する必要がある</u> <p>エ 安心して外出できる環境の整備</p> <p>オ 安全・安心まちづくりの推進等</p>
<p>(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進</p> <p>ア 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等</p> <p>イ 仕事と子育ての両立の推進</p>	<p>(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進</p> <p>ア 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都道府県労働局に設置されている「仕事と生活の調和推進会議」に積極的に参画し、密接な連携を図りつつ、地域における仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を積極的に推進することが必要である</u> <p>イ 仕事と子育ての両立の推進</p>
<p>(6) 子ども等の安全の確保</p> <p>ア 子ども等の交通安全を確保する活動の推進</p> <p>イ 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進</p> <p>ウ 被害に遭った子どもの保護の推進</p>	<p>(6) 子ども等の安全の確保</p> <p>ア 子ども等の交通安全を確保する活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>チャイルドシートの貸出制度を積極的に実施・拡大し、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である</u> ・ <u>児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進することが必要である</u> <p>イ 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校と警察の橋渡し役としてのスクールサポーター制度の導入促進することが必要である</u> <p>ウ 被害に遭った子どもの保護の推進</p>

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
<p>(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 7 児童虐待防止対策の充実</p>	<p>(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 7 児童虐待防止対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、社会的自立を促していくために、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずる必要がある</u> ・ <u>児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることとはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要である</u> <p>(7) 児童相談所の体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>児童虐待の防止は、その予防対策から虐待を受けた子どもの保護、自立に至るまでの支援、更には親への指導等多様な機関が長期間にわたり支援していくことが必要である</u> ・ <u>児童相談所が、一時保護所の機能も含め児童虐待に関するアセスメントを的確に実施する機能の充実を図るとともに、重篤なケース等について支援過程を管理することを含めて十分な関わりを持つための体制の強化を図ることが必要である</u> <p>(4) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>児童相談所が児童虐待に十分に対応していくためには、児童相談所自体の体制を強化するのみならず、市町村や関係機関との適切な役割分担及び連携を推進していくことが重要である</u> ・ <u>市町村の体制を整備するため、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の設置促進や機能強化を図るための一環として、当該ネットワークの関係者に向けた専門性向上のための研修の実施や、地域において専門的な知識及び技術を必要とする相談支援等を行い、保護者指導の委託先となる児童家庭支援センター等を積極的に活用していくことが必要である</u> <p>(6) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合、当該事例について地域特性を踏まえた検証作業を行い、その結果に基づき必要な措置を講じ、再発を防止することが求められる</u> <p>イ 社会的養護体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>社会的養護体制の質・量ともに充実を図るため、社会的養護を必要とする児童の人数の伸び等を勘案した中長期的な整備量を確保する必要がある</u> ・ <u>現に児童養護施設等へ入所等している要保護児童の人数など、中長期的な必要量を見込んだ上で、平成26年度までの計画を作成する必要がある</u>

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護所は、一時保護委託も含めて、社会的養護体制の整備量に見合う定員及び個別対応できる居室の確保等すべての児童が安心して生活することのできる環境整備等を勘案して計画を作成する必要がある ・ 社会的養護体制の整備に当たっては、上記の必要量を見込むほか、家庭的養護の一層の推進を図るとともに、権利擁護の強化や人材育成等も含め、ケアの質の確保を図るための体制確保について併せて進める必要がある <p>(7)家庭的養護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里親制度を充実し、里親委託を推進するため、新規里親の開拓、子どもを受託している里親に対する支援の充実を図ることが必要である ・ 里親委託率は、地域の実情に応じて現在より一定以上あがるよう目標を設定する必要がある。この際、児童相談所における支援の強化のみならず、里親支援機関等の地域資源の活用を図りつつ、進める必要がある <p>(4)施設機能の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心理的ケアや治療を必要とする子どもに対する専門的なケアや 自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保、ケア単位の小規模化とそこにおける家庭的な養護を推進する必要がある <p>(9)家庭支援機能等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭支援機能等の強化を図るために、児童相談所の体制強化を進める、市町村や児童家庭支援センター等の関係機関との役割分担及び連携を推進する必要がある ・ 児童家庭支援センターは、児童相談所と連携し、その委託を受けて保護者指導を行うことや、市町村等関係機関に専門的・技術的助言を行うこと等の積極的な役割を担うことが期待されることから、その活用を図ることが求められる <p>(I)自立支援策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設を退所した者等に対し、自立を促す自立援助ホームの設置を推進する必要がある ・ 自立援助ホームは、施設を退所する者等の数や地域の実情等を勘案し、当該地域における必要量を見込む必要がある ・ 気軽に相談できる拠点を用意することなど社会的養護の下で育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援体制を整備する必要がある

現行指針	改正の方向案（主な修正点のみ）
<p>イ 母子家庭等の自立支援の推進</p> <p>ウ 障害児施策の充実</p>	<p>(オ)人材確保のための仕組みの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>社会的養護の質を確保するため、その担い手となる職員及びその専門性を確保するための研修体制の整備を進める必要がある</u> ・ <u>必要と見込んだ整備量に見合った必要な人材育成を進めることができるよう体制を整備する必要がある</u> <p>(カ)子どもの権利擁護の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>被措置児童等虐待に対する措置のほか、ケアの質の向上のための取組を進める必要がある</u> ・ <u>被措置児童等虐待に関する通告や子どもからの届出の受付、通告等があった場合の対応等に関し、ガイドラインを定め、意識を共有するとともに、適切な対応を取れる体制を整備することが必要である。また、必要に応じてガイドラインの見直しや体制の見直しを適宜進めることが必要である</u> ・ <u>都道府県児童福祉審議会なども、実情に応じた適切な運用が図られるよう体制を整える必要がある</u> ・ <u>施設におけるケアの質の向上を進めるため、ケアの質に関しても監査できる体制を整備し、施設における第三者評価の受審を推進することが必要である</u> <p>ウ 母子家庭等の自立支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>母子家庭等就業・自立支援事業等の母子家庭等施策を総合的・計画的に進めるとともに、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市町村における母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供を行うなど、広域的な観点から市町村に対する支援を行うことが必要である</u> <p>エ 障害児施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的・広域的な観点からの支援を行うとともに、自立支援医療（育成医療）の給付、障害に応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療を提供することが必要であるほか、教育支援体制の整備を図る等の総合的な取組を進めることが必要である</u> ・ <u>発達障害については、社会的な理解が十分ではないので、適切な情報の周知が必要である</u> ・ <u>発達障害者支援センターについては、関係機関や保護者に対する専門的情報の提供や支援手法の普及が必要になっていることから、職員の専門性を十分確保するとともに、専門的情報や支援手法の提供を推進することが必要である</u>